



# グループホーム 重度者GH実現にチャレンジ!

## 福岡市のグループホーム補助金制度が変わりました

- ◎新たに設置する場合、区分5または6の人が2割以上入居する場合、最大300万円補助(H31.4~)  
※注意!設置後2か月以内に上記要件を満たせなかったときは半額
- ◎区分6の入居者1名あたり年額約68万円がGHに補助(R2.4~)
- ◎GHでも自宅と同じように移動支援(ガイドヘルプ)が支給(R2.4~)

## その他、グループホーム(GH)開設にやさしい風が...

- ◎福岡市障がい者グループホーム開設応援サイトが充実し、GHとして利用可能な土地や建物、空き物件の紹介を行う不動産協力店とGHを開設したい法人のマッチングページや市営住宅の活用などが掲載
- ◎社会貢献型空家バンク(福岡市社会福祉協議会と(一社)古家空家調査連絡会の協働)の活動など



制度が良くなったね!たくさんの人たちが頑張ってくれてうれしいね!  
今度はボクたちが頑張ってみないかい?

いいね!

そうだ!ボクたちの  
ホームづくりにチャレンジしよう!



Aくん 40代  
区分6 車いす



Bくん 40代  
区分6 車いす



Cくん 30代  
区分6 車いす



Dくん 30代  
区分6 歩ける



Eくん 30代  
区分5 歩ける

ボクたちでできることって何だろう?



5人で住める家を探して改修する。運営は事業者さんをお願いする。  
細かいことは、やりながら一番いい方法をみんなで考えながらでどうだろう?

いいね!



いいね!



## 建物はどうするの？



福岡市内は家賃が高いよ。  
そもそも、ボクたちの地域で1階に車イスの3人住める家があるかな？ 返す時「原状復帰」で倍の改修費が掛かるよ

スプリンクラーはゼッタイ要るよね

建築基準法？ 建築確認？ 消防法？  
難しいことなんか、わからないよ

1階に車いすが3人住めたらエレベーターはいらないね

家庭用のお風呂でも2人介助だと入れるね



福岡市社会福祉協議会の社会貢献型空家バンクと古屋空家調査連絡会にも相談してみよう！ 賃貸物件探しも始めよう！



## 改修費はどうするの？



ボクたちの年金から貯めてきたものを出し合うのはどうだい？ 力を合わせれば、何とか改修費は賄えないかい？ 大切な生活のためのお金だから、毎月少しずつ戻ってくる計算も忘れないよ。



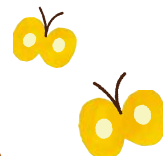
## 運営はだれがするの？



運営費のシミュレーションを友達がしてくれて、なんとかクリアできそうだと分かったよ！ ガイドヘルプを使って外出したり、訪問看護師さんに健康面のサポートをしてもらったり、訪問リハビリも受けられるらしいよ！

運営費も運営も何とかなるかも。

引き受けてくれる事業者さんを探してみよう！！



制度が良くなった結果、重度GHの運営は可能？

## 運営収支シミュレーション

社会福祉法人明日へ向かっての三苦大助さんが、様々なケースを想定し、13パターンもの膨大なシミュレーションをしてくださいました。心から感謝申し上げます。

その中から、夜間支援が2名（夜勤+宿直）のケースのみ抽出して、以下に比較検討した結果、以下の結論に達しました。

以下の体制であれば重度障がい者のグループホームの運営は可能である

- 夜間以外の支援員配置 3名
- 夜間は夜勤と宿直各1名の2名体制
- ホームヘルパーは利用しない、サービス管理責任者は専従でも兼務でも良い

### シミュレーションの前提条件

- 想定する入居者の状況：障がい支援区分6が4名、区分5が1名 計5人
  - 夜間支援：夜勤1名・宿直1名
  - 介護サービス包括型 世話人配置：4:1
- シミュレーションには重度障害者GH補助金年額 68万円を含む

### 1. 夜間以外の支援員 常時5名配置

ホームヘルプ利用	サビ管配置	正規職員	契約社員	パート職員	支援員合計	常勤換算数	収入	支出	収支
なし	専従(支援兼務)	1	6	6	13	10.0	22,187,216	23,194,000	-1,006,784
	他事業兼務	0	7	6	13	10.0	22,187,216	22,109,800	77,416
あり	専従(支援兼務)	1	6	2	9	8.0	18,062,048	21,282,900	-3,220,852
	他事業兼務	0	7	2	9	8.0	18,062,048	20,273,800	-2,211,752

### 2. 夜間以外の支援員 常時3名配置の場合

ホームヘルプ利用	サビ管配置	正規職員	契約社員	パート職員	支援員合計	常勤換算数	収入	支出	収支
なし	専従(支援兼務)	1	6	0	7	7.0	22,187,216	20,311,200	1,876,016
	他事業兼務	0	7	0	7	7.0	22,187,216	19,355,800	2,831,416
あり	専従(支援兼務)	1	6	0	7	7.0	18,062,048	20,311,200	-2,249,152
	他事業兼務	0	7	0	7	7.0	18,062,048	19,355,800	-1,293,752

## シミュレーションを行うに当たっての設定等

### 1. 夜間支援員

- ① 夜勤は一般的には月 5 回程度(週 1.2 回)のため、最低 6 名の配置が必要
- ② 宿直は月 4~5 回程度(週 1 回)のため、最低 6 名の配置が必要
- ③ 常勤職員での配置を想定

### 2. サービス管理責任者

20 名までは常勤専従での配置は必要ないため、以下の2パターンでの配置にて検証

- ①常勤で配置し、世話人・生活支援員を兼務するパターン
- ②他事業所のサービス管理責任者による兼務により配置(非常勤)するパターン

### 3. 人件費の設定

- ①常勤職員(正規職員)年間 3,000,000 円(月額 20 万円+賞与 60 万円)
- ②常勤職員(契約社員)年間 2,240,000 円(月額 18 万円+賞与 20 万円)
- ③パート職員 年額 918,000 円(時給 900 円×月 85 時間)

### 4. 支援体制

#### (1)平日

- ①朝 6 時~9 時までの時間帯に支援者を配置
- ②夕方 16 時~21 時までの時間帯に支援者を配置
- ③21 時~翌朝 6 時までの時間帯に夜間支援者(夜勤・宿直)を配置

#### (2)休日

- ①朝 7 時~21 時までの時間帯に支援者を配置
- ②21 時~翌朝 6 時までの時間帯に夜間支援者(宿直)を配置
- ③21 時~翌朝 7 時までの時間帯に夜間支援者(夜勤)を配置

#### (3)ヘルパー利用

- ①1 か月あたりの平均支給決定量は 68 時間/人で計算(厚労省調査参考)
- ②1 週間あたりに換算すると週 15.5 時間×利用者 5 名=ホーム全体で 77.5 時間  
平日 9 時間+休日 15 時間利用=週 75 時間で配置。

### 5. グループホーム(介護サービス包括型)の報酬

#### (1)基本報酬

世話人の配置状況(4:1~6:1)および入居者の区分によって報酬が決まる

特例として居宅介護の併用利用が可能だが、その場合、当該日の基本報酬が 3 割程度下がる。

#### (2)夜間支援加算

夜間支援の種類(夜勤・宿直・緊急対応)および夜間支援者数によって加算報酬が上乘せされる

#### (3)その他 国家資格をもった職員の割合などによる加算がある

### 6. その他

#### (1)福岡市補助金(障がい支援区分 6 対象)を含めて計算

(2)必要経費(燃料費、消耗品費、修繕費、保険料等)を年間 200 万円で計算

(3)食費や家賃等については入居者からの実費徴収となるため、計算から除外

# 空家を社会でどのように活用するか

一般社団法人古家空家調査連絡会 理事 中川次郎

**空家活用の実例** 地域の皆様からの空家のご提供により、福岡市の各地で福祉拠点が誕生しています。

■ なかしまホーム	■ 岩田商店	■ 利生院
		
<p>平成 17 年、福岡市東区社会福祉協議会に「福祉に役立てて欲しい」との遺言により寄附された建物。築 48 年木造二階建ての一軒家を障がい者のシェアハウスとして改築しました。</p> <p>利用者や近隣住民が共同で実施した漆喰塗りの白壁が目に見える、居心地の良い空間となっています。</p> 	<p>福岡市東区にある住居兼個人商店。空いている部屋を社会貢献型で活用できないかとの相談から、商店を営み 1 階に居住する 80 代の高齢者と、シェアする形でフリースクールの運営が始まりました。商店の中から響き始めた子ども達の笑い声に、オーナー様は昔日の賑いを思い起こしています。</p> 	<p>福岡市早良区にある、元文 3 年 (1739 年) 建立の天台宗のお堂。建物が地域で果たしてきた役目と堂守さんの「地域の福祉に役立てたい」という遺志を尊重し、趣のある古民家母屋を改築し、障がい福祉サービスの運営を中心とした、福祉と地域活動の拠点として再出発。</p> <p>利用者の皆さまからは、「とても落ち着く場所」と大評判です。</p> 

## 1. 空家活用はなぜ進まないのか

『空家活用』。皆さんも、近ごろ頻繁に耳にするキーワードではないでしょうか。しかし、

世の中には空家がたくさんあると言われているのに、なぜこう新築ばかりが目立つのか。

空家の一軒家を活用するという話を聞くけれど、アパートやマンションばかりが建つのはなぜか。

空家に住みたい、活用したいと希望を出しても、何でなかなか話が進展しないのか。

近所に放置してある空家、なぜ活用しない？

皆様も感じていると思いますが、実は、空家の再生や活用の取組みは、思ったように進んでいないのが現実です。では、なぜ空家再生は進まないのでしょうか。空家活用を妨げる問題点をあげてみましょう。

### ① 生活様式の変化

現代社会では、少子高齢化が急激に進み、核家族化が進行したことにより、マンションやアパート、サイズダウンした一戸建ての需要が増えています。その対極として、数十年前に盛んに建築された広い木造家屋は人気がないため借手買手がつかず、家主が代わることなくそのまま放置されて空家になっていくという現象が起きています。また、居住者の寿命が伸びて高齢になると、段差が多く、気密性の低い木造住宅に居住し続けることが難しくなり、結果的に入院や入所されるケースも多く、それが長期に渡ることで、本人不在で財産だけが残っている古家が存在し、親

族が処分に困るといふ事例も多く発生しています。

## ②. 建築基準法による規制

建築物の敷地・設備・構造・用途についてその基準を定めるために、戦後間もないころに施行された建築基準法は、日本経済の成長とともに変化した生活様式や建物に求められる目的などを反映して、度重なる改正がされています。建築基準法では、建築に関する様々な規則を定めていますが、近年は、建築物の耐震性の強化や高度な火災予防効果などが求められてきており、従来の木造建築物を改築する際のハードルが上がっています。特に、昭和時期に建てられた家屋においては、建築計画が法の規定に適合していると確認された場合に交付される文書「建築確認済証」の取得がなされていない物件が多く、このことも古家空家の再生の妨げになっています。また、住居用の家屋を他の用途に使う場合、例えば、もともと「住居」だった建物を「障がい者支援施設」へ変更したり「保育所」へ変更することを検討する際も、建築用途変更という手続きが必要となり、遵法的に用途を変更し許可を得るには専門的な知識が必要となります。

## ③. 相続や権利関係の問題

古くからお住まいになっている家屋では、近隣との境界線が曖昧な物や、相続手続きがなされておらず不動産の登記が未変更のまま、現状の権利関係とは異なる物件が存在します。当然、そのような不動産の売却賃貸はできません。活用するためには、戸籍を遡っての確認作業や、権利関係を証明する古い契約書や権利書の搜索などが必要となり、相当の時間と手間と費用がかかることが予測されます。また、上記したように所有者が長期の入院・入所をしているような世帯では、病状の悪化や認知症の進行により意思能力が低下し、賃貸や売買の意思表示ができないため活用が困難になるケースも発生しています。

## ④. 借地借家法による規制

不動産の賃貸借を包含的に管轄する借地借家法では、全般的に借主の権利が擁護されており、貸主から一方的な解約の申し出や契約締結後の賃貸借期間の変更などは、基本的にできないことになっています。そのため、将来売却する可能性のある物件や、相続が発生した場合に名義が変わる可能性のある物件などは、賃貸に供与できる期間が不確定なため、所有者が活用しにくい、いわゆる「塩漬け」物件となり、空家の増加を助長しているという現状があります。それに加え、借主が変わる都度の建物の内装外装の修復やリノベーションは、賃貸借契約の通例から基本的に貸主の責任となっています。短期間での借主の入れ替わりによる維持管理費用の増加は、貸主の負担増となるため、その費用を賄えるだけの賃料が設定できる可能性が低い物件については、賃貸活用を見送るケースも増えている。

## ⑤. 都市計画法による制限

東京都や福岡市などの大都市では、都市計画法で用途地域が定められています。これは、用途の混在を防ぐことを目的としていて、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類の地域指定があります。その中で、第一種低層住居専用地域は良好な住環境を守るための地域のため、2階建て程度の戸建て住宅・アパート主体の住宅地となっており、こ

の地域に建つ住宅を大規模な事務所や店舗などの建築用途へ変更することは困難となります。

このように、全てのルールを守って空家活用に取組もうとすると、多方面に渡る課題解決が障壁となり、専門的な知識の応用も含めて多くの手間と労力がかかる可能性があるということがわかります。そのため、既存の建築不動産業界においては、活用に手間がかかる古家空家は壊してしまい、現在の法規に則った新しい住宅を建築する方が経済効果が高いとの考えがあるため、空家は放置され、新築のアパートやマンションが建つことになるのです。また、従来型の日本の木造建築は、地震や災害に弱いと言われており、現在の建築界では、耐震性の高い鉄筋コンクリートを使う工法、耐久性の高いと言われていた新建材や金属を使用した住宅などが主流になりつつあります。しかし、木造建築は、改修や立て替えが容易であり、その時々々の生活様式や家族構成の変化に柔軟に対応できるという性質を持っています。実際、私の実家も RC(鉄筋コンクリート造)ですが、居住者が減りその機能が不要になっても、状況に合わせた改修が困難であることから維持管理費が嵩み、解体するにも多額の費用がかかるという結果になっています。住宅が 100 年保っても、居住者はそのまま 100 年は保ちません。

#### 当団体の管理物件



## 2. 古家空家調査連絡会の取組み

一般社団法人古家空家調査連絡会は、安易に解体されていく中古住宅や木造住宅の価値の再発見、使える物を使い続けることによる循環型社会の実現、空家問題の解決による地域の活性化などを目標として、平成27年1月に創立されました。構成メンバーは、代表理事の長谷川美枝子と理事の中川次郎を中心として、建築の専門家である高木正三郎理事と稲葉嘉行理事、それから、古家空家を取りまく住まいと暮らしの課題解決に協力する、弁護士、司法書士、税理士、建築士などの専門家がサポートチームとして参加しています。

平成28年度より、福岡市において市民の生活支援事業を広く展開していた社会福祉法人福岡市社会福祉協議会と、住まいと暮らしの相互の課題解決を目指すために、共同事業を開始。地域の空家を社会福祉に供するためのスキーム「空家の社会貢献型活用」事業を立ち上げ、福岡県空き家活用モデル普及促進事業や赤い羽根福祉基金、国土交通省スマートウェルネス住宅等推進モデル事業、空き家対策の担い手強化・連携モデル事業などに採択され、全国を代表する先駆的な空き家活用プロジェクトを進めて参りました。

「空家の社会貢献型活用」事業は、まず建物や不動産に付随する課題と建物に住む居住者が抱える課題を別々のものとして捉えるのではなく、併せて解決する「住まいと暮らしの課題」として全体像を広く掴み、同時並行で解決に導くことを特徴としています。居住者の高齢化に伴う住まいの改築ニーズや障がいの進行による転居の必要性など、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、児童虐待を受けた人、DV 被害者、犯罪被害者、生活困窮者、低額所得者、被災者などが抱える課題は、生活面のケアと住まいの確保が切り離せないケースが多く、従来型の単純な暮らしの支援という括りでは根本的な解決となりません。このことからすまいの課題に対し広く知見を有し、解決に導く実績を持つ古家空家調査連絡会と、暮らしの支援に対し実績とノウハウを持つ福岡市社会福祉協議会とが共同して事業を実施することにより、これまでより効果の高い支援を実施することが可能となりました。

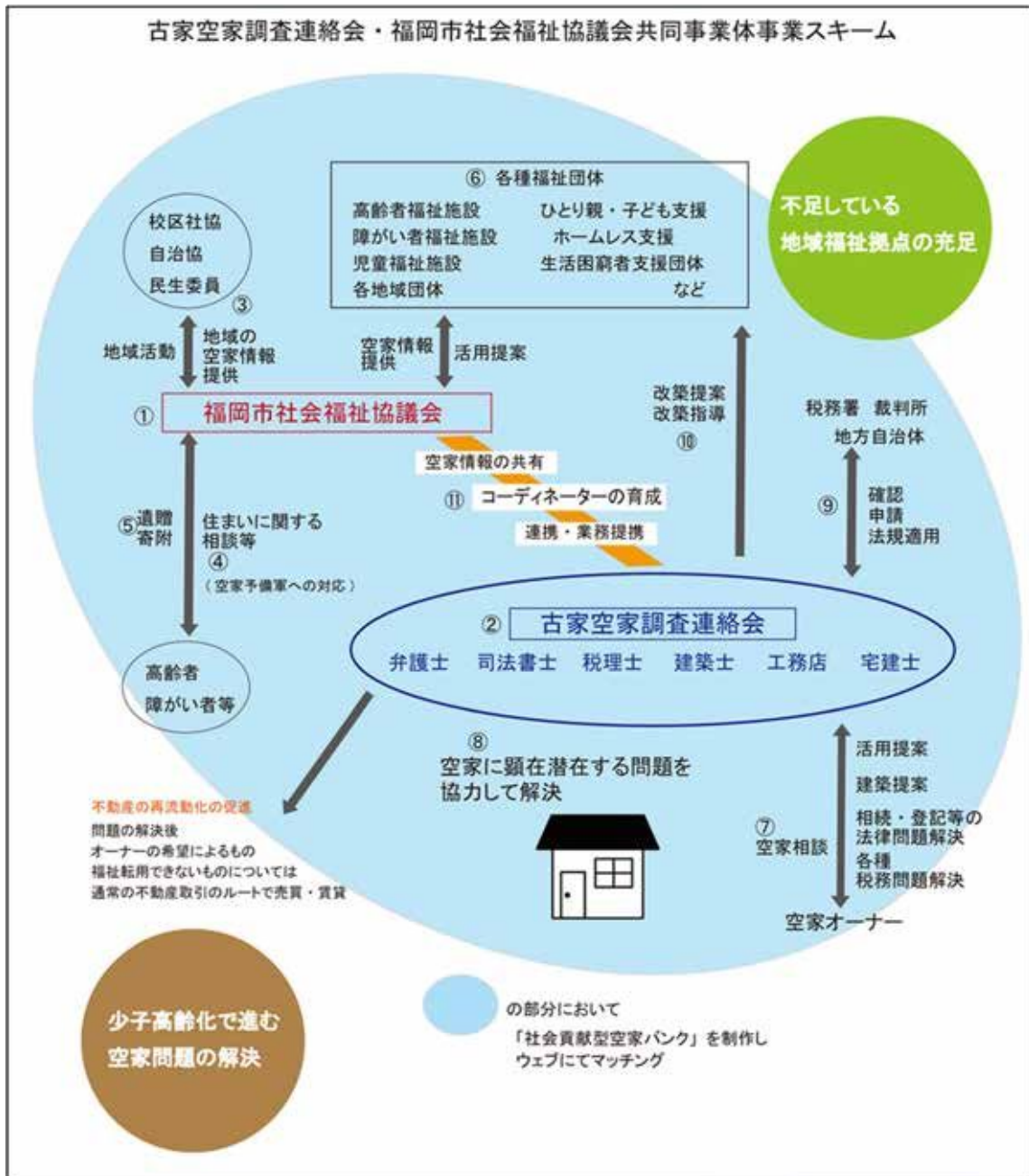
そして、高齢者や障がい者の持つ課題を解決する支援業務の中で活用を委託された住居を、それを必要としている、個人や各種福祉団体、地域団体に提供するというスキームが生まれています。

また、空き家活用の双方向性もこの事業の特性の一つです。支援事業を通じた個人からの住まいの提供と福岡市社会福祉協議会が持つ民生委員などの地域ネットワークからの空き家情報の提供と、両団体が持つ、福祉事業や地域事業運営者のネットワークからの地域での空き家活用希望情報を同時双方向に結びつけ、タイムラグなく空き家情報を繋げることを可能としています。これは、地域支援の活きた情報を取り込むことで、いま現在、支援を必要としている人へのリアルタイムな支援の提供と、空き家になってからの時間の経過により進む家屋の劣化をストップさせ、活用時に必要となる改修費低減に大きく寄与しています。この特性を活かすため、福岡市社会福祉協議会と



共同で、空家の提供情報と活用希望情報を繋げる「社会貢献型空家バンク」をウェブ上でも運営しています。

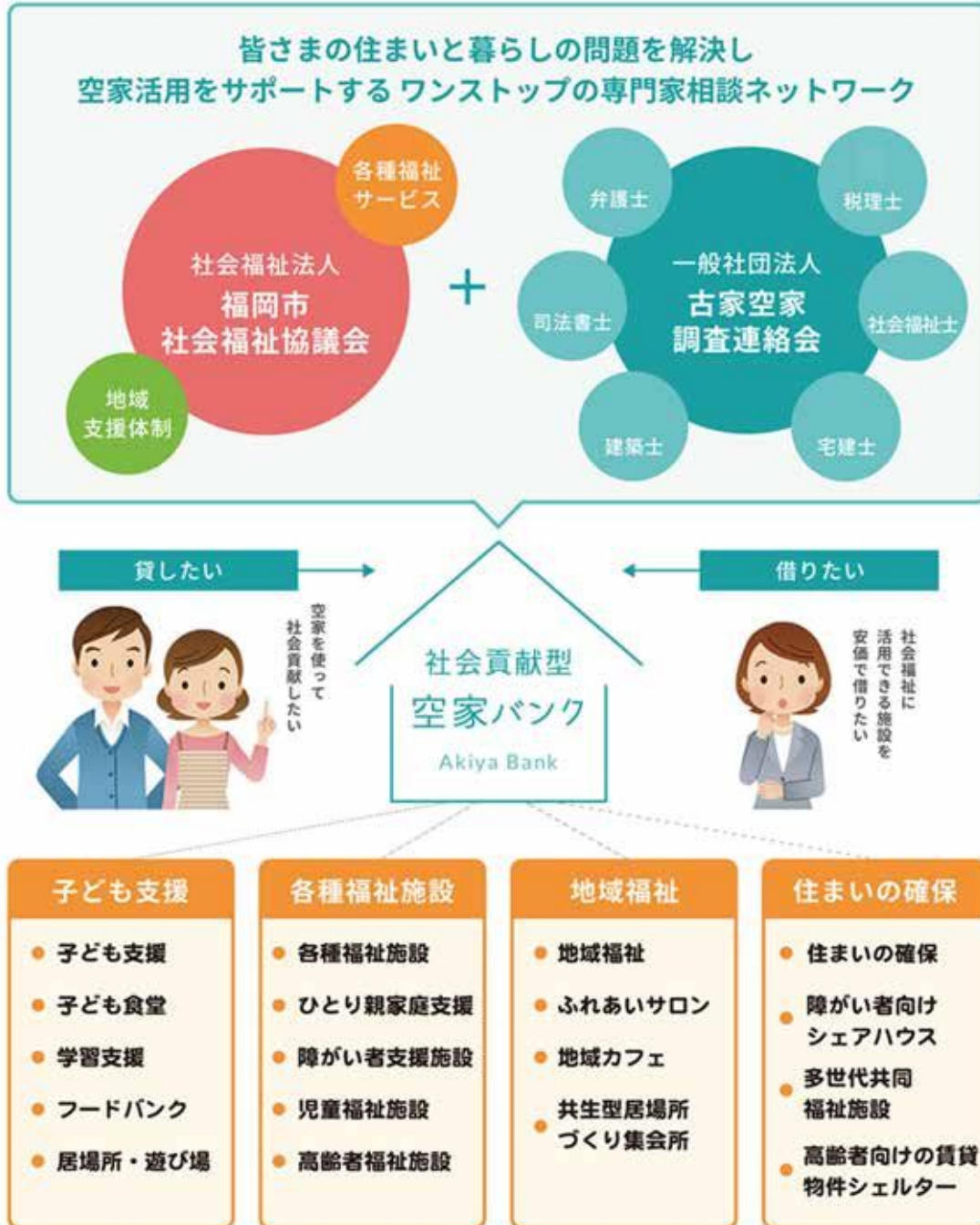
空家の社会貢献型活用の仕組み



社会貢献型空家活用事業 / 社会貢献型空家バンクとは

「社会貢献型空家バンク」は、福岡市社会福祉協議会と古家空家調査連絡会が一体となって行っている事業です

古家空家のオーナー様の住まいと暮らしの生活相談をはじめとして、対象不動産に関わる法務、税務、建築面での課題をワンストップで全面的にバックアップ。空家の状態を可視化、最適な活用の方法を検討し空家の処分を促進する事業です。今後の中古住宅のストック増加を見据え、個々の空家を持つ特徴を利用して住居使用以外の社会貢献型の活用法を提案しています。



上記に加えて、令和 2 年 3 月には、古家空家調査連絡会及び福岡市社会福祉協議会の両法人とも、福岡県による「住宅確保要配慮者居住支援法人」の指定を受けています。これにより、社会的弱者や住宅確保要配慮者への住まいの提供と暮らしの支援に関して、より一層充実した体制を確保できるようになりました。

### 3. 古家空家調査連絡会の空家活用実績

#### ①. 利生院

所在地：福岡市早良区高取 1-26-59

構造：木造/平屋/築年数は不明だが 100 年ほど前の建物

転用用途：精神障がい者生活訓練施設

概要：家主のご逝去により空家となっていたお堂付の古民家を地域貢献に活用したいとの故人と相続人の遺志により福祉転用。精神障害者自立支援施設として活用。



#### ②. なかしまホーム

住所：福岡市東区香椎駅東 3-3-20

構造：木造/セメント瓦葺き/2 階建て

転用用途：障がい者のシェアハウス

概要：福岡市東区社会福祉協議会が遺贈を受けていた建物を、建築基準法に準ずるよう耐震改修工事を施工し居宅から寄宿舍に建築用途の変更。障がい者のシェアハウスとして生まれ変わった。



### ③. 岩田商店

所在地：福岡市東区箱崎 6-14-18

構造：木造/2階建て

転用用途：フリースクール

概要：木造の家屋をフリースクールに改築。現在も高齢者が居住し、魚屋を営んでいる店舗と同居する形での運営。高齢化が進む中で、これから増えていくと考えられている空き部屋活用(ルームシェア)の事例。



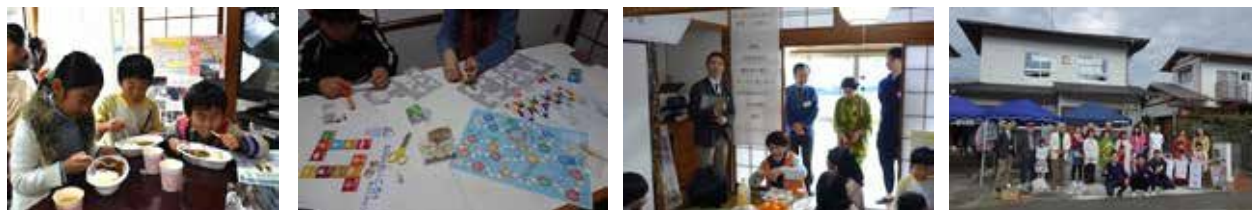
### ④. 野芥フリーハウス

所在地：福岡市早良区野芥 6-49-7

構造：木造/2階建て

転用用途：子ども食堂とバングラデシュ支援の NGO

概要：空家になっていた木造家屋に子ども食堂とのバングラデシュ支援の NGO が同居する形での活用。資金不足により家賃負担が困難な団体の活動拠点確保を実現したケース。



## 4. 古家空家調査連絡会が持つ空家活用における課題の解決力

古家空家調査連絡会は、空家活用に必要な情報のストックと専門家のネットワークを持ち、皆様がお持ちの住まいと暮らしの課題をワンストップで解決する仕組みを持っています。「いま住んでいる家をどうしよう」「住んでいる家の状態を知りたい」「空家になった実家の活用を考えたい」などの古家空家の相談から「障がいがあり今後の生活が不安」「病気になって今の生活が続けられそうにない」などの今後を見越した生活相談、「空家を活用して福祉施設を新たに作りたい」「地域活動に空家を活用したい」など多岐に渡る相談に対応し、より良い解決方法を提案します。

### ①. 建築の専門家による建物の耐久性調査により、必要な改築作業のみを実施。

建築の専門家が事前の調査を行い、「この家、いつまで住める?」「あと10年住めるだけの改築作業をして欲しい」などの維持管理の質問に答えます。

② . 木造建築の建築用途変更工事の施工実績。

「居宅」から特殊建築物への建築用途変更。当団体のノウハウと木造建築の柔軟性を活かし、手間をかけず費用を抑えた施工法を提案します。



③ . 中古住宅の耐震性や防火性能を確保するための施工法。

現行の建築基準法により定められた、耐震性や防火性能を確保するためのノウハウを蓄積し、最善の改築方法を提案します。

④. 法務や税務、不動産の専門家による権利関係の確定や空家活用への適切な助言。

家屋や不動産に付随する権利関係の証明や、賃貸に関わるトラブルの解決、成年後見人の選任、遺言作成など、弁護士、司法書士、税理士、宅地建物取引士などの専門家が相談内容に合わせた適切な助言を行います。

⑤. 定期借家や定期借地、サブリースなどの制度の活用。

貸主側による賃貸契約の期間設定を可能にする定期借家制度の活用や、特殊用途への活用時に貸主側の義務負担を軽減するためのサブリース制度の活用などを実施しています。

⑥. 活用用途に応じた賃貸契約書の作成。

貸主側の賃貸契約時のリノベーション費用負担を軽減するため、活用用途によっては、借主による改築作業の実施や家屋の維持管理などの条項を入れた賃貸契約書の作成を行っています。

⑦. 空家の見守り業務の実施による家屋の老朽化の防止。

オーナーの依頼を受け、活用が決まらない家屋などの劣化を防ぎ、不審者の進入等を防ぐ空家の見守り業務を行います。

⑧. 不要品の片付けや処分、引っ越しのサポート

高齢者や障がいを持つ方には負担の大きい、不要品の片付けや有価物の買取、引っ越しのサポートを行います。

⑨. オーナーと空家活用希望者とのマッチング

福岡市社会福祉協議会の地域ネットワークや各種福祉団体とのネットワークを活かし、提供された空家を最適な活用方法とマッチングします。

## 5. これからの空家活用への取組み

上記したように、日本の建築システムや賃貸の仕組みは新築物件に有利となっており、中古住宅や木造の古家などの活用過程には大きなハードルがあるため、普遍的に活用へと繋げるには解決すべき数々の課題があると言わざるを得ません。ただ、近年提唱されているSDGsが目標に掲げている、持続可能でよりよい世界の実現や、CO<sub>2</sub>の排出削減を目指すエコロジーの考え方に基づくと、まだ使える建物を壊して廃棄し新築に建て替えるという手法には、大きな不都合が存在すると考えています。住宅の解体は多量のゴミを発生させるため、リユース・リデュース・リサイクルの面からも、将来的な環境への負担軽減を目指すためにも、中古住宅の活用は、最優先で取り組むべき課題と捉えています。

当団体では、これまで実施してきた「空家の提供→マッチング」という空家活用の手法に加え、空家を必要としている団体からの申し出を受け、その活用希望地区での空家のリサーチをするという方式を取り入れています。長く家族がお住まいになっていた木造の家には、独特の暖かみとそこにお住まいだったご家族と地域と一体になって培ってきた歴史が存在します。特に、精神や

身体に障がいを持つ方々や、地域の子どもたちの支援事業の拠点には、RC 構造特有の理知的な  
伶俐さではなく、古家空家をベースとした暖かみのある拠点を設けることがふさわしい場合があ  
り、そのような空間を必要とする団体に、活用されていない古家空家をマッチングできるような  
仕組みづくりを目指しています。

## 筆者プロフィール



一般社団法人古家空家調査連絡会 理事  
株式会社 J-naps 代表取締役（広告代理業）  
福岡県立修猷館高等学校、中央大学法学部法律学科卒業。  
子供の頃からの鉄道マニアと旅行好きが高じて、  
大学卒業後、北米から中米や東南アジア諸国、  
中国やヨーロッパなど世界各地を旅する。  
28 歳の時、地元福岡に帰郷。広告代理店に勤務。  
2000 年 1 月、(有)WAKE を設立。その後、2005 年に(株)J-naps を設立、  
2015 年 1 月には（一社）古家空家調査連絡会を立ち上げ、現在に至る。

### 急ぎ探しています！

現在、重度の障がいを持つ方のご家族と連携して、その方々が暮らしのケアを受けな  
がら住み続けられるグループホームの開設を目指しており、福岡市内で改築可能な古  
家空家を探しています。活用できていない物件をお持ちの方がいらっしゃったら、ぜひ、  
古家空家調査連絡会もしくは障がい者より良い暮らしネットまでご連絡下さい。  
お待ちしております。

#### ■一般社団法人古家空家調査連絡会 中川次郎

TEL 092-406-6501 FAX 092-406-6517 [info@akiya.help](mailto:info@akiya.help)

[ホームページ http://www.akiya.help/](http://www.akiya.help/)

[フェイスブック https://www.facebook.com/akiyahelp](https://www.facebook.com/akiyahelp)

#### ■認定NPO法人 障がい者より良い暮らしネット 服部

TEL 090-7392-1000 FAX 092-741-7033 [yoriyoikurasi@gmail.com](mailto:yoriyoikurasi@gmail.com)

[ホームページ yoriyoikurasi.net](http://yoriyoikurasi.net)

[フェイスブック https://www.facebook.com/yoriyoikurasi](https://www.facebook.com/yoriyoikurasi)